

古田史学の会・東海

# 東海 の 古 代

第129号 平成23(2011)年5月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 〈Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta\_tokai@yahoo.co.jp〉

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku\_tokai

## 福岡県の遺跡巡り

名古屋市 石田敬一

毎年恒例になっている古田史学の会・東海の遺跡巡りが5月3日から5日までの2泊3日で行われました。メジャーではないところを含めて博多周辺の北、東、西にある神社、古墳、展示館などを回りました。私はもう1泊して博多の南、久留米を見て回りましたので、これをあわせて報告します。まずは1日目の状況です。

### 1 筑紫神社

『筑後國風土記』では、筑前と筑後の境に荒ぶる神がおり、往来の人々を殺してしまうため、筑紫君、肥君らが占いによって、筑紫君の祖である甕依姫を巫女として祀らせたところ、それ以後は人々が殺されることがなくなったと記述されています。筑紫という名称が現れる重要な神社です。

筑紫神社は、比較的小さな社でたいへん素朴な感じを受けました。おかゆのカビで、その年の豊作・凶作・天候などを占うお祭りが有名で、その内容などを神主の奥さんに写真を見せていただきながら話を伺うことができました。

山間にある神社で比較的寒く、他が天気ならば、ここは曇り、他が曇りならば、ここは雨だということです。隣接していたお寺は廃仏毀釈で無くなったそうです

なお、筑紫神社の縁起には祭神が甕衣姫では

なく筑紫の神、玉依姫、坂上田村麿とありました。



### 2 五郎山古墳と資料館

五郎山古墳の内部の実物を見ることはできませんでしたが、資料館内にある実物大の模型により体感できました。入り口は狭く簡単には人を寄せ付けないように思えました。ほぼ這うような姿勢でくぐりぬけると前室です。前室は十分に起立できる空間を確保しています。

次の羨室には、正面の壁に赤、緑、黒で彩色された絵があり、発見当時は色鮮やかだったようですが今は壁画は薄れてしまい、かろうじてそれとわかる程度になってしまいました。

復元されたその壁画を眺めると、重要なものが見えてくるようです。古田武彦氏は壁画に関して『邪馬壹国の論理』（ミネルヴァ書房、2010年6月）で次のように述べられています。

九州古墳壁画にあらわれた「韃」の例を右にあげよう。

「韃」とは、“矢づつ”だ。形の上から、考古学上そう呼ばれている。しかし、「韃」そのものではないことは、左の上図五郎山古墳壁画で、人間が「韃」状のものより、ずっと小さく描かれていることからもうかがえる。

わたしには、これは塞<sup>とりで</sup>、つまり城塞や宮殿をしめしているように思える。



五郎山古墳壁画

上の岩には大きな旗を付けた馬にまたがって弓で狩りをする獵師。写真ではわかりにくいですが一番下には大きく描かれた船。そして右の方に描かれ、古田氏が言う城塞にも見える韃<sup>ゆき</sup>。私はこの韃<sup>ゆき</sup>が今城大塚古墳の大盾の形とそっくりに見えます。



今城大塚古墳壁画

また、通説ではドラゴンと解釈される竹原古墳の壁画は、この五郎山古墳の馬の大きな旗竿を付けた形に似ていると私には思えません。



竹原古墳壁画

ともかく、大きく描かれた二艘船、馬、弓、大盾そして同心円文が目立ちます。

古墳自体は、円形ではなくちよつといびつな細長い楕円型であり、しかも大きな台地状の上に造られており、この台地全体が古墳であると認めると、相当巨大な墳墓と考えられます。

### 3 王城神社

太宰府の中心に七世紀の初めの古い遺物が集中して出土する通古賀地区<sup>とおのこが</sup>があります。ここに九州王朝の宮殿があつたのではないかと考えら

れ、その中心にある王城神社は名称からして最も注目される場所です。この王城神社の真南に基山があり、重要な場所であつた状況を示すように思われます。ただ、通古賀地区の道は、もう少し碁盤の目のように区画されていると思つていましたが、現地を車で回ると、意外に曲がっており条坊制が感じられませんでした。



鳥居には「王城神社」の神額が掲げられていました。



### 4 武蔵寺

『筑前國統風土記拾遺』に白鳳・朱鳥の九州年号とともに出現する武蔵寺は、九州王朝との関連性が注目される寺です。特に武蔵寺は藤原虎丸が開いたとされており、この虎丸長者がどのような立場の人物であつたのか興味深いものがあります。

「長者の藤」で有名な武蔵寺はちょうど藤が満開で、大勢の参拝者で賑わっていました。



### 5 春日市奴国の丘歴史公園と資料館

閉館である5時近くでしたが、館長のご厚意

で見学させていただきました。館長さんは私が住む名古屋市瑞穂区に以前住んでいたと言うことで、特別に冊子もいただきました。

春日市教育委員会は、この須玖岡本遺跡を奴国と位置づけていますが、中国鏡30面を始め銅剣・銅矛・銅戈、ガラス璧・勾玉の三種の神器が出土した王墓は、古の倭国である委奴国の大王の墓として申し分ないでしょう。再考を願いたいものです。

墳丘に埋葬された大王の甕棺墓の上石が、この歴史公園に移設されていました。



以上が5月3日の遺跡巡りの状況です。

それにしても、この日に行った武蔵寺以外の場所は、住宅街の中であって、わかりにくいところばかりにあります。スムーズに回れたのは車のナビと会長の運転のおかげです。

さて、翌日の4日には、高祖山の丘陵上にある大塚古墳、石斧の製作を行った今山遺跡、本家よりも立派な桜井二見ヶ浦、岩戸宮のある桜井神社のほか、志摩歴史資料館、志登支石墓群、高祖神社、伊都国歴史博物館、細石神社、三雲南小路遺跡、平原弥生古墳、曾根遺跡群、千如寺、吉武高木遺跡、吉武大石遺跡を回り、最終日の5日には、大社筥崎宮、香椎宮を見学したあと糸島半島方面へ行き、金印公園、志賀海神社、勝間の地名がある中津宮古墳、そして福岡市博物館、金隅遺跡の甕棺墓群とその展示館、板付歴史資料館と板付縄文水田跡と夕方5時の

解散まで精力的に行動しました。

これらの状況については次号で紹介したいと思います。

本会会員であった故洞田一典氏は古代史論考を『古田史学会報』等に数多く発表投稿されていました。

改めて読み返してみると、大変参考になる内容であったので、随時紹介します。

なお、洞田論文を理解するための一助として、引用された文献の引用箇所を明示し、脚注を加えました。また、必用に応じ原文を脚注に付しました。

## 年号「継体」をめぐって

日進市 洞田一典

『二中歴』年代歴の部に掲載された三十一個の年号群のうち、最初の年号「継体」は、『二中歴』以外の文献には、これらの連続年号を種々のバリエーションを伴いながら引用することはあっても、すべて「継体」を欠いて二つ目の「善記（あるいは善化）」から始めています。この現象は八世紀半ば各天皇に中国風の「おくり名」が追贈されて以後、天皇名である「継体」が年号名から排除された為だと考えられます。

さて、継体とは一体何を意味する言葉でしょうか。使用例を調べてみました。

①継体廿四年二月丁未朔詔に曰く、「磐余彦の帝・水間城の王より皆、博物の臣・明哲の佐に頼る。  
(中略) 継体の君に及びて中興の功を立てんとするときは、いずれかむかしより賢哲の読 謀に頼らざらむ。(下略)\*1」

(日本古典文学大系『日本書紀』下 42頁)

②元明天皇靈龜元年九月二日、天皇位を氷高内親王に禪り詔して曰く、「(前略) 昔揖讓の君はあまねく求めて歴試し、千曳の主は体を継ぎて基を承へ(下略)\*2」

\*1 原文：廿四年春二月丁未朔 詔曰 自磐余彦之帝・水間城之王 皆頼博物之臣 明哲之佐 …… 及乎継體之君 欲立中興之功者 曷嘗不頼賢哲之謀謀乎

\*2 原文：庚辰 天皇 禪位于氷高内親王 詔曰 …… 昔者 揖讓之君 旁求歴試 干戈之主 継繼承基 貽厥後昆 克隆鼎祚

(新日本古典文学大系『続日本紀』一 232～234頁)

③桓武天皇延暦元年八月十九日詔して曰く、「殷周より以前は末だ年号あらず。漢武に至りて始めて建元を称す。これよりその後、歴代因循せり。是を以て継体の君受禪の主、秤に登りて元を開き瑞をたまえば号を改めざること美し。(下略)\*1」

(新日本古典文学大系『続日本紀』一 246～248頁)

とりあえずこれだけにしておきますが、いずれも皇位を嗣ぐ者の意に用いられているようです。確認するため諸橋大漢和辞典を引くと、

【継体】天子の位を継承する。あとつぎ。継嗣。継体之君を見よ。

【継体之君】世つぎのきみ。皇太子。〔史記、外戚世家〕自古受命帝王及継体守文之君、非独内徳茂也、圭亦有外戚之助焉。〔前記書の注〕索隠曰、継体、謂非創業之主、両足嫡子継先帝之正体而立者也。(引用おわり)

(『大漢和辞典』8巻 836頁)

と出ていて、先の解釈は正解でした。

この作業をしているうちに、おもい出した字があります。それは「后」です。大漢和辞典を大幅にカットして引用します。

【后】① きみ。

(イ)先代について立った君。〔説文〕后、継体君也。象人之形、臥口。易曰、后以施令告四方。〔段玉裁の説文解字注〕后之言、後也。開勝之君在先、継体之君在後也。析言之如是、渾言之則不別矣。

(ロ)天子。

(ハ)諸侯。国君。

② きさき。天子の妃

(中略)

⑥ のち。後に通ず。〔儀礼、碑礼記〕君還而后退。〔同書の注〕而后、猶而後也。

(以下、厚・項などと通用する旨の記述がありますが省略)

《解字》会意。人の横写(坐人の義を示す)と口と

の合字。君は坐して号令を四方に告げるから、后を君の意とする。又、后は後を意味し、開勅の君は先にあり、継体の君は後にあるから、継体の君とする。(引用おわり)

(『大漢和辞典』2巻 836頁)

勅は見なれない字ですが、音はソウ・ショウ、はじめる(創)・やぶる(傷)意をもちます。開勅之君は王朝の創始者を指す言葉になります。

これで倭国年号「継体」を建てたのは、初代王ではないことがはっきりしました。この大王名を仮にXとします。前記「年代歴」は、

年始五百六十九年、内相九年無号不記支干。其間結繩刻木以成政。

継体 五年(元丁酉)

善記 四年(元壬寅、同三年発議成始文。善記以前武烈即位)

からはじまって、

大化 六年(乙未、覧初平集、皇極天皇四年為大化元年)

已上八百八十四年、年号肝一代口年号。只有人伝言、自大宝始立年号而已。

(尊経閣善本影印集成14『二中歴』一 82・83頁)

に至ります。ただし、カツコ内は原注で、干支は元年のそれです。

この記述から、年始が、倭王武の即位年＝武の南齊朝への最初で最後の遣使(四七八年戊午)に一致することは、『古代に真実を求めて』第4集\*2の拙稿でくわしく述べておきました。年代歴の初代王は武王で、継体元年は書紀の継体十一年(五一七)になります。

目標は「大王Xは誰か?」にあります。『失われた九州王朝』\*3や『古代は輝いていたII』\*4で古田先生が詳述されているように、隅田八幡神社鏡の銘文の

○癸未年八月日十大王年男弟王在意柴沙加宮時斯麻念長寿連関中費直積人今州利二人等取白上岡

\*1 原文：己巳 詔曰 殷周以前 末有年号 至于漢武始称建元 自茲厥後 歴代因循 是以 継体之君受禪之主 莫不登祚開元 錫瑞改号

\*2 洞田一典著「武王の決断により倭国は独立した」(『古代に真実を求めて』第4集 247～260頁、古田史学の会・編、2001(平成13)年10月、明石書店)

\*3 古田武彦著『失われた九州王朝』424～457頁(昭和48(1973)年8月、朝日新聞社)

\*4 古田武彦著『古代は輝いていたII』310～315頁、(昭和60(1985)年2月、朝日新聞社)

## 二百単作此寛

にある斯麻を百濟の武寧王とすれば、即位が五〇二年（書紀）ですから発未は翌年の五〇三年になります。以後十四年間Xの治世が続いたと仮定すれば、Xは倭王年になりますが、途中崩じたのかもしれませんが。更なる情報が待たれます。

余談ですが武寧王は筑紫の生まれで、ながらく倭国に在り、いわゆる「万葉仮名」の知識があったのでしょう。「意柴沙加」がそれです。古田先生はこれを「イシサカ」\*1と読まれ太宰府の地（福岡県筑紫野市大字原）に当てられました。他の定説本は「オシサカ」と読んで、奈良県にあった古地名「押坂」とします。意をオに当てるのは『古事記』・『日本書紀』・『万葉集』に共通ですが、イとする例はあるのでしょうか。

音韻学にはまったくの門外漢である筆者には難問ですが、どうも北九州では古代より意をイにあてていたのではないかと思えるのです。天保時代の本ですが『太宰管内志』筑後御井郡の項\*2には、

○〔延喜式〕に三井郡伊勢天照御祖神社あり、伊勢天照は意世阿万豆留美於也と訓べし

（『太宰管内志』上巻 筑後志93頁。）

とあります（御祖の二字が脱落一洞田注）。かかる著名な固有名詞にわざわざ発音を注記しているのは、筑後では江戸末期になってもこの読みが余りポピュラーなものではなかった、とも疑われます。

また伊は『万葉集』をはじめとしてすべてイに用いられたのに対して、わざわざ読み仮名「意」をつけています。この書物の著者は筑前の人「伊」藤常足であるのにもかかわらずです。これも旧倭国人の強烈な反ヤマトの意地なのでしょう。

さて肝心のX大王は残念ながら特定出来ませんでした。代わりにと言っては何ですが、最初

に触れた「后」について少々駄文を重ねます。

『日本の古代9』\*3（中公文庫）に「中国都城の思想」と題した礪波護氏の論文があります。小編ながらまことに密度の濃いものです。原文をご覧戴くのが一番ですが、それでは話が始まりませんので、拙いながら要点を抜き出してみました。

論文の意図するところは、氏が文頭に述べられた、

「日本の都城制の源流である中国都城制の思想ないしは理念を、日本都城とのかかわりに重点をおいて概観しよう」

にあります。

——中国古代都城の都市計画を論ずるに当って、まず取り上げるべきは『周礼』考工記である。

その王城建設計画案は、「匠人」条「営国」に

方九里、勇三門。國中九經九練、經徐九軌。左祖右社。面朝後市、市朝一夫

と、まことに簡潔に述べられている

（一夫は面積で百歩平方。以後は対象を専ら傍線部の「面朝後市」に限らせて戴きます—洞田）。

まず、那波利貞氏は「支那首都計画史上より考察したる唐の長安城」\*4（一九三〇）において、『欽定礼記義疏』「礼器図」の

「君立朝而后立市。固以寓先義後利之權

（君は朝を立て、後は市を立つ。もとより以って義を先にし利を後とするの權を寓す。）」

を採用されたのだが、氏が依られた俗本（漢文大系本?）では「后」が「後」に誤植されていたのに気づかず、そのため市場を立てる皇后と朝廷を立てる天子とを、陰陽の関係において対置しているのを無視されてしまった。

考工記よりも古いとされる『周礼』天官家事の内事の条に、

「およそ国を建つるに、<sup>たす</sup>后を<sup>じょうげん</sup>佐けて市を立つ。（以下略）」とあり、これに対して漢の鄭玄は、「王は朝を立て、後は市を立つ。陰陽相成の義なり。」

と注している。

以上のような理由から、私は「面朝後市」を陰陽で

\*1 古田武彦著『失われた九州王朝』445～449頁（昭和48（1973）年8月、朝日新聞社）

\*2 『太宰管内志』上巻（伊藤常足著、復刻版昭和53（1978）年6月、防長史料出版）

目次：筑後志—筑後國之三—御井郡上—伊勢天照御祖神社

\*3 『日本の古代9—都城の生態』、岸俊男編、昭和62（1987）年4月、文庫本：1996（平成8）年6月

\*4 『東洋史論叢—桑原博士還暦記念—』、桑原博士還暦記念祝賀會編纂、昭和6（1931）年1月、弘文堂書房

説明された上田早苗・福山敏男の両氏の所説に左袒するのである。(要約おわり)

(『日本の古代9—都城の生態』81~104頁)

右の文中、后が後に「誤植」されたは言い過ぎでしょう。理由は前に述べました。

それにしても、「俗本」とは、いやはやです。

文字は異なりますが、『万葉集』巻一の三番歌、  
○やすみしし わご大君の 朝<sup>あしたには</sup>庭 とり撫でた  
まひ 夕<sup>ゆうべには</sup>庭 い依り立たし み執らしの 梓の  
弓の なかはずの 音すなり \*1 (以下略)

(日本古典文学大系『万葉集』10頁)

の朝庭を「みかどには」、夕庭を「きさきには」と読んだらどうかと、古田先生は提案されました。\*2 陰陽五行説には、九州王朝においても早くから接していたはずです。

小生など右の解釈は全く理にかなったものだと考えますが、いささか、ごまを摺ったような気分もしないではありません。

(初出：『古田史学会報』45号、2001〈平成13〉年8月)

## 明治初期の教材に現れたる古代逸年号

瀬戸市 林 伸禧

### 1 はじめに

国立国会図書館の電子図書館の「近代デジタルライブラリー」で「年号」を検索したところ149件が表示された。これらのうち古代逸年号について記載がある主な書物について紹介し考察する。

### 2 主な書物

#### (1) 『歴代年号問答』

明治9年2月発行の稽古帳『歴代年号問答』(家原政紀〈記〉著、京都・尚古堂、明治9年2月)は、明治5(1872)年に学制が公布されたことを受けて、京都の小学生の稽古帳として発刊されたもののようで、この中に古代逸年号が記

述されている。

掲載された逸年号群は、『日本書紀』、『如是院年代記』及び『皇代記』を混ぜ合わせた年号群と考えられ、当時、『日本書紀』記載の年号以外に古代逸年号が一部に認識されていたことを物語る重要な証拠である。

なお、翌年には同様の書物が発行されているので、年号に関する考え方に大きな変更はなく、また人気がある稽古帳であったと思われる。

古代逸年号に関係する記事を抜粋すると、次のとおりである。

問 始メテ年號ヲ建ラレシ天皇ハ何帝ナルヤ

答 人皇三十六代孝徳天皇ナリ

問 孝徳天皇何年ニ何ト云フ年號ヲ建テラレシヤ

答 孝徳天皇即位元年乙巳ノ年號ヲ大化ト建テラレシナリ

問 大化ヨリ明治マデ年號ノ数ハ幾許ナルヤ

答 二百五十號ナリ

問 二百五十ノ年號ヲ順次ニ誦セヨ

答 大化 白雉 白鳳 朱雀 白鳳 朱鳥 大化 大長 大寶<sup>三</sup> 慶雲<sup>四</sup> …(中略)… 慶應<sup>三</sup> 明治

問 大化ハ何帝ノ年号ニシテ幾年續キシヤ

答 孝徳天皇ノ年号ニシテ六年ニ白雉ト改元ス

問 白雉ハ何帝ノ年号ニシテ幾年續キシヤ

答 孝徳天皇ノ年号ニシテ五年ニ終ワル

問 白鳳ハ何帝ノ年号ニシテ幾年續キシヤ

答 孝徳<sup>天</sup>齊明<sup>天</sup>天智<sup>天</sup>弘文<sup>天</sup>ニシテ廿三年ニ朱雀ト改元ス

問 朱雀ハ何帝ノ年号ニシテ幾年續キシヤ

答 天武天皇ノ年号ニシテ二年ニ白鳳ト改元ス

問 白鳳ハ何帝ノ年号ニシテ幾年續キシヤ

答 天武天皇ノ年号ニシテ十四年ニ朱雀ト改元ス

問 朱鳥ハ何帝ノ年号ニシテ幾年續キシヤ

答 天武<sup>天</sup>持統<sup>天</sup>ノ年号ニシテ十年ニ大化ト改元ス

問 大化ハ何帝ノ年号ニシテ幾年續キシヤ

答 持統天皇ノ年号ニシテ三年ニ大長ト改元ス

問 大長ハ何帝ノ年号ニシテ幾年續キシヤ

答 文武天皇ノ年号ニシテ五年ニ大宝ト改元ス

問 大宝ハ何帝ノ年号ニシテ幾年續キシヤ

答 文武天皇ノ年号ニシテ四年ニ慶雲ト改元ス

(『歴代年号問答』 1才~7才頁)

\*1 八隅知之 我大王乃 朝庭 取撫賜 夕庭 伊縁立之 御執乃 梓弓之 奈加弭乃 音為奈利

\*2 古田武彦著「新万葉学の本質」(『多元』39号、2000〈平成12〉年10月)

この問答を表にまとめると次のとおりである。

『歴代年號問答』における古代逸年号

歴代年號問答			日本書紀	
天皇	年号	年数	天皇	在位
孝徳	大化 白雉	5 5	孝徳 〃	1～5 6～10
孝徳 齊明 天智 弘文	白鳳	2 2	孝徳 齊明 天智 弘文	7～10 1～7 1～10 1(天武1)
天武	朱雀	1	天武	1
天武	白鳳	1 3	天武	2～14
天武 持統	朱鳥	9	天武 持統	15 1～8
持統	大化	2	持統	9～10
文武	大長	4	文武	1～4
文武	大宝	3	文武	5～7

## (2) 『年號』

これは、大阪府学務課の許可を得て明治6年10月に発行された書物で、次のとおり『日本書紀』年号に「白鳳」を加えて記載されている。

大化<sup>五</sup> 白雉<sup>五</sup> 白鳳<sup>十四</sup> 朱鳥<sup>一</sup> ……

(『年號』1頁)

## (3) 『皇國年號』(高木正謙編, 北条県\*1 学務課, 明治8年10月)

次のとおり「白鳳」を加えて記載されている。

大化 白雉 白鳳 朱鳥 ……

(『皇国年號』1頁)

## (4) 『習字 皇國年號』(佐瀬得所書, 磐前県\*2, 明治9年)

次のとおり「白鳳」を加えて記載されている。

大化 白雉 白鳳 朱鳥 ……

(『習字 皇国年号』1頁)

## 3 考察

(1) これらの書物から、明治の初め頃には、大宝以前の年号についての考え方が定まってい

ないと判明する。

(2) また、「白鳳」が実在の年号と信じられていたものと考えられる。

## 4 月例会報告

### ○ 『不知正歳四節但計春耕秋収為年紀』について 名古屋市 石田敬一

1 三鷹市の富永長三氏は、多元的古代研究会の『多元NO. 102』に掲載された論考『「不知正歳四節但計春耕秋収為年紀」について』において、割注の「不知正歳四節但計春耕秋収為年紀」は二倍年暦の根拠とはならないと結論づけられた。

2 富永は、この割注が、倭人伝には東夷諸国にある祭事に相当する記事が無いために付け加えられたもので、倭人は他の東夷諸国と同様の風俗であり中華とは異なる暦を用いているから「不知正歳四節」と注釈したとされる。

3 また「計春耕秋収為年紀」は「計<sup>かそ</sup> A 為<sup>へテ</sup> B」の構文であり、春耕と秋収は分割される文章ではないので二倍年暦を示すものではないとされる。

4 これに対し私は東夷の主な国の記述は、正月や農作の節目などに天や鬼神を祭り歌舞飲食する姿を描いたもので歌舞飲食し祭ることに重点があると考えます。

5 東夷諸国の状況を踏まえると、「人性嗜酒」のところに「其俗不知正歳四節但計春耕秋収為年紀」の注釈が付け加えられたのは、倭人は酒を嗜むが、正歳四節の祭事に歌舞飲食して祭ることを知らず、春耕と秋収の節目にはただ単に歳を数えただけであったことを示したと考える。

6 七世紀には『隋書』に「每至正月一日、必射戲飲酒、其餘節與華同」とあり、毎年正月一日に射戲飲酒を必ず行い、其餘の節はほぼ華と同じと記述されるようになることと符合する。

7 これに関して会員から次のとおりアドバイスなどをいただいたので今後の参考にしたい。なお、読み下しについては指摘どおり修正する。

\*1 現岡山県

\*2 現福島県

- (1) 「人性嗜酒」の割注は、果たして裴松之が付けたものといえるのかどうか。
- (2) 神社では、五穀豊穰等を祈って春に祈年祭、秋に新嘗祭が行われるが、東夷の祭事のなごりではないか。
- (3) 酒を嗜むというのは、節目にかかわらず毎日飲んでいたという意見と、清酒ではないから保存できないので特別な時だけ飲んだという相反する意見があった。
- (4) 読み下しに関して、
- ・「横幅の布」は「布の幅を横にして」とすべきである。
  - ・「搏」は「拍」の字で代用するが「拍手」と書くとは何回も手を打つように思われてしまう。ここは1～2回手を打つ意味と捉えると「搏手」のままで読み下した方がよい。なお、手を打つのは大人かそれ以上の人と考えられる。
  - ・「非但燕齊之名物也」の読み下しについて概ね良いがわかりやすいようにすべきである。

## ○ 弥生時代の定義と水田稲作

知多郡阿久比町 竹内 強

弥生時代とは何によって規定されるのか？という疑問に対して、私たちはどのように答えるのか。

弥生時代を決定づける要素は、

- ①青銅器の使用
- ②弥生式の土器の使用
- ③水田稲作の開始

等であるが、ここで問題になるのは、これら①～③の各々の時代設定について、日本列島各地で年代的にずれが生ずるということである。

特に水田稲作についての最近の科学的な調査結果は、我々の想像を遙かに超えた結論を導き出している。これまでも北部九州では、菜畑遺跡・曲田遺跡・板付遺跡などの縄文水田が発見されていたが、稲のプラント・オパールが発見は日本列島の稲作の開始がさらに時代を遡る可能性を含んでいる。

弥生時代と呼ばれる時代設定そのものを考え直さなければいけない日が来るのではないか、日本列島の古代史を根本的に見直す日が近づいていると思う。

## ○ 『日本書紀』年表(1)

瀬戸市 林 伸禮

『日本書紀』の記事(原文)を年表形式で整理し、それを順次発表したいと思い、第1回として欠史八代(綏靖紀～開化紀)について発表した。

会報誌に投稿した「欠史八代」の年表記事を、伊東義彰氏著「欠史八代は語る」(古田史学論集『古代に真実を求めて』第6集)、西村秀巳氏著「神武の行った道」(古田史学論集『古代に真実を求めて』第6集)の論考を参考にして説明した。

## 5月例会に参加を

日時：5月15日(日) 午後1時30分～5時

場所：名古屋市市政資料館(第1集会室)

Tel:052-953-0051

名古屋市東区白壁1丁目3番地

参加料：500円(会員無料)

交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分
- ・〃 「清水口」下車、南西徒歩8分
- ・〃 「市役所」下車、東へ徒歩8分

駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台収容(無料)
- ・ウィルあいち(愛知県女性総合センター)地下駐車場：南隣、有料(30分170円)
- ・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点の東、有料(40分200円)

今後の予定

6月例会：6月12日(日)名古屋市市政資料館

7月例会：7月17日(日)東海高校

7月例会は、「愛知サマーセミナー」に参加して、東海高校で開催します。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

例会での研究報告、見解発表は大歓迎です。資料を配布される場合は、「**20部**」ご用意願います。